

第1 「だけど、どうすれば…」

ホテルニューオーミヤ（架空）の支配人は、頭を抱えて、「だけど、どうすれば…」と、うめいています。部下が、ヤクザから宴会を受けてしまったからです。「400人ものヤクザが来たら、うちの（ホテルの）信用はガタ落ちだよ」

これは、第27回暴力追放・薬物乱用防止埼玉県民大会（平成28年1月20日で披露された、埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会による新作劇「今こそ暴排！～狙われたホテルニューオーミヤ」本民暴弁護士だより12号で、生井澤弁護士が予告したものです）の一コマです。おかげさまで大盛況でした。この場を借りて御礼申し上げます。

さて、この時の支配人の脳裏には、どんな考えがかすめていたのでしょうか。

「やくざにお金を払って、勘弁してもらおう」「ほかの暴力団に仲裁してもらおう」などという考えがほんの一瞬は、かすめたかもしれません。しかし、支配人は、その考えをまったく採用しませんでした。

暴力団とのトラブルを法律の枠外で解決するという事は、選択外でした。

ほどなく、弁護士に相談しました。

第2 20年ひと昔？

実は、この支配人役は、私がさせていただきました。役作りをするうえで参考になればと思って、劇の本番前に久しぶりに見たのが、映画「ミンボーの女」（平成4年公開、伊丹十三監督、宮本信子主演）でした（レンタルDVD）。映画も、ヤクザに狙われたホテルが舞台となっていますが、劇と比べてみますと、今昔の感を否めません。

映画の支配人は、「もっと、力の強いほかの暴力団に（仲裁を）頼もう」と言います。ヤクザ対策を、2人の従業員にすべて、まかせっきりにします。そして、ヤクザにいいように、しゃぶられます。

法律を武器にした解決という意識がとても低かった時代が、20年ほど前には、ありました。一流と呼ばれる企業であっても、総会屋が跳梁跋扈（ちょうりょうばっこ）していた株主総会を例に挙げるまでもなく、ヤクザにつけこまれる隙が、多分にありました。

しかし、今は相当、変わってきているのではないのでしょうか。

第3 今こそ暴排

ところで、「ミンボーの女」の時代であっても、ヤクザを撃退することができました。

映画でホテルに助太刀した弁護士が、用いたノウハウは、①ヤクザと話すときは、ヤクザよりも数的優位を保つ、②話の内容を録音・録画する、③ヤクザにとって有利な場所（組事務所など）に少数で出向かない、④警察に連絡する、⑤ヤクザを、むやみに怖



高野 哲好 弁護士

がらない、などなどです。これらは、今でも通用します。

今は、これらに加え、当時なかったノウハウがあります。劇で、それこそ劇的な効果を挙げていた、暴対法（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）および暴排条例（暴力団排除条例）、契約における暴排条項（暴力団排除条項）を活用することです。

そもそも、劇でヤクザがホテルからの恐喝をたくらんだのも、暴対法・暴排条例によって、稼業が苦しくなったからです。例えば、「みかじめ料」（用心棒代など）は、提供する側にも禁止の網がかかっています（埼玉県暴力団排条例）。

市民の意識の高まりと、法制度の整備によって、暴力団業界は、着実に追い込まれています。こうした状況下で、暴力団は生き残りをかけ、特殊詐欺など、あの手この手の違法行為を考案・実行しています。こんな時だからこそ、思わぬ暴発もないとは限りません。油断はなりません。市民、センター、警察、弁護士が協力して、暴力団を追放しましょう。

《今こそ暴排！》

寄稿者

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-7-6 武笠ビル I 5 階

たかの県庁前法律事務所 ☎ 048-826-7223 FAX 048-826-7224

埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員会

高野 哲 好 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.84」から編集したものです。